

写

令和元年第8回総会

会 議 録

期 日 令和元年8月28日

場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

第 8 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日 令和元年 8 月 28 日（水）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	3 5	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	3 6	農地法第 3 条許可申請について
4	3 7	農地法第 5 条許可申請について
5	3 8	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
8 月 28 日	午前 9 時 30 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 5 号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	沖園 強	農業委員
	2番	原田 克子	農業委員
	3番	俵積田 広昭	農業委員
	4番	眞茅 文男	農業委員
	5番	鮫島 裕次	農業委員
	6番	水野 正子	農業委員
	7番	楠 義文	農業委員
	8番	天達 範隆	農業委員
	9番	中原 敬彦	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	篠原 正	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 下山 健一
主幹兼農地係長 永江 靖博
農地係参事補 前原 光博

午前9時30分 開会

議長 令和元年第8回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。14番桑原和英委員、2番原田克子委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第35号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書1ページになります。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号36号は、耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号37号は、耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、鹿児島県地域振興公社、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

内訳につきましては、畑が9筆で14,264㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号36号及び37号の2件については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で、所有権の移転に関する申請です。
整理番号7号。

整理番号7号の申請地は、桜山東町〇〇番、田、165㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、70歳、桜山東町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、69歳、桜山東町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

県外に居住する譲渡人の子が、本件土地の相続を希望しないため、申請地近くに居住する譲受人に無償譲渡するものであります。

整理番号7号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号7号の申請地については4、5ページに掲載しております。

申請地は、国道225号沿いの今門しん灸院より南東〇〇mに位置します。

整理番号7号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号7号について、鮫島委員をお願いいたします。

5番（鮫島委員） 整理番号7号について報告します。

8月16日に譲受人の立会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は、山口集落に居住し、甘しょを中心に栽培する畑作農業者です。

位置関係は、事務局の説明のとおりです。

申請地の周辺は、全て耕作されている水田です。

申請地は、譲受人が20年ほど前から申請地北側の農地と一緒に水稻を栽培しており、取得後も引き継ぎ、水田として利用する計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われまます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号7号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請ついてを議題といたします。

まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が1件、賃借権の設定が1件です。

整理番号26号。

整理番号26号の申請地は、塩屋北町〇〇番、畑、1,539㎡です。

借人は〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さん、太陽光発電売電事業です。

貸人は〇〇〇〇さん、無職です。

賃借権の設定です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「太陽光発電設備を設置し、発電売電事業を行うため。」とのことです。

申請地は8ページに掲載しております。

火之神保育園から北西約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がなされており、第3種農地と判断します。

転用目的は太陽光発電施設で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は1,539㎡で問題ないものと思われます。

太陽光発電施設への造成にあたっては、申請地、西側半分のパネル設置部分においては道路の高さと同じにするため、50cmの盛土を行い、法面保護を施します。また、東側半分は、緩衝地として現況のまま利用します。

パネル周囲は、ネットフェンス及び畦畔を設けます。

雨水については、パネル部分は、西側の側溝へ放流する計画で、緩衝地部分については、整備前の現況と、ほぼ変わらないため、地下浸透により処理するとのことです。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

続きまして、整理番号27号。

整理番号27号の申請地は、木場町〇〇番、畑、289㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、自営業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、保育士です。

転用目的は駐車場及び菜園地です。

申請事由は、「自家用及び来客用の車置場が不足していることから、自宅に隣接する申請地を譲り受けて、駐車場として利用するため。」とのことです。

整理番号27号の申請地は、10ページに掲載しております。

木場町、田辺自動車商会より、東側〇〇mに位置します。

農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

計画面積は289㎡で問題ないものと思われます。

駐車場及び菜園地への転用にあたり、周囲には法面保護が施されております。

隣接農地もなく、工作物の設置也没有ありません。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いいたします。

まず整理番号26号について、水野委員お願いいたします。

6番（水野委員） 8月16日に楠委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

整理番号26号について報告いたします。

立会人は、申請者の会社関係者の〇〇さんです。

26号の申請地は説明にありましたとおり、塩屋北町に位置する農地であります。

転用目的は、太陽光発電施設です。

申請地の北側及び南側は畑、東側は畑及び宅地、西側は道です。

西側半分にパネルを設置し、東側半分は緩衝地として機材置場、駐車スペースとして利用します。

太陽光発電施設への造成にあたっては、西側半分に盛土を行なうとのことです。

パネル周囲はフェンス及び畦畔を設け、法面と東側部分においては地下浸透により周辺へ土砂雨水の流出を防止するよう措置するとのことです。

雨水は西側の側溝へ放流する計画です。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上、報告を終わります。

議長 次に、整理番号27号について楠委員お願いいたします。

7番（楠委員） 8月16日に水野委員、有村推進委員、事務局の前原さんと私で現地調査を行いました。

整理番号27号について報告いたします。

立会人は申請者の〇〇さんです。

27号の申請地は説明にありましたとおり、木場町に位置する小集団的な農地です。

転用目的は駐車場及び菜園地です。

申請地の北側及び東側は宅地、南側は太陽光パネル、西側は道です。

周囲には法面保護が施してあり、周辺への土砂雨水の流出を防止します。

雨水については、東側の溜樹から水路への放流により処理します。

工作物を設置しないので、周辺土地への日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

なお、東側宅地に敷地内の土の一部流出が見られましたので、その防止策を検討するように指導したところであります。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上、報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号26号及び27号の2件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第5号議案第38号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書、11ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号116号から129-2号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外13名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外16名で、設定面積は、田が1筆399㎡、畑が27筆、36,692㎡、樹園地が14筆の21,949㎡、計42筆59,040㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

10番(畑野委員) 129-1号の地域振興公社との件ですが、最初の日程第2号にありましたものと一緒ですね。ここの説明をお願いします。

事務局 ご質問の件につきましては、中間管理事業、地域振興公社を經由してさらに耕作者に貸し出ししている土地なのですが、その耕作者の変更及び賃貸の内容が変更になったということで、一度合意解約をした後、改めて利用権の設定をしたものです。

議案の上では全く同じものに見えますが、耕作者が変更、貸し出しの条件が変更ということで合意解約と利用権の設定を再度行ったものです。

10番(畑野委員) はい、わかりました。

議長 よろしいでしょうか。(「はい。」という者あり)

ほかにありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、これをもって質疑・意見を終結いたします

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号116号から129-2号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第38号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了いたしましたので、閉会い

たします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前9時48分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 桑原 和英

会議録署名委員 原田 克子